

日光市監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、指定管理者
監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年12月15日

日光市監査委員 柴 田 明

日光市監査委員 佐 藤 裕 子

日光市監査委員 川 村 寿 利

- | | |
|---------|--|
| 1 監査の対象 | 指定管理施設 日光市繁殖牛集中管理センター
(指定管理者 農事組合法人 栗山和牛改良組合) |
| 2 監査の期間 | 令和5年9月15日～令和5年9月28日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和5年度 財政援助団体等監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

3 監査の対象

指定管理施設 日光市繁殖牛集中管理センター

指定管理者 農事組合法人 栗山和牛改良組合

所管課 栗山行政センター

4 監査の期間

令和5年9月15日～令和5年9月28日

5 監査の着眼点

指定管理に係る出納その他の事務が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年3月末日現在で実施した。

（2）あらかじめ提出を求めた監査資料、関係帳票及び証ひょう類等を主体として照査するとともに、指定管理者の関係職員及び所管課職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑等を行った。また、現地調査を行った。

7 監査の結果

（1）総括

指定管理者から提出された関係帳簿、証拠書類について、一部記載内容に誤り、漏れ等が見受けられた。また、事務の執行に当たって、是正・改善すべき事項が散見された。

（2）指摘事項

[指定管理者（農事組合法人 栗山和牛改良組合）]

（ア）指定管理に係る業務については、組合本体業務とは独立した経理を行わなければならないとされているが、会計帳簿、通帳等が分離されておらず、収支においても指定管理

に係る経費・組合本体業務に係る経費・使用者が負担すべき経費の区別に曖昧な部分が見受けられた。

- (イ) 利用料金については、条例で使用期間が1月に満たない月は、日割りとされているが、日割り計算がされていないなど、指定管理に係る料金等の算定に誤りが散見された。

[所管課（栗山行政センター）]

- (ア) 指定管理業務仕様書に記載の業務と実際に行われている業務に乖離がみられた。

- (イ) 指定管理者の経営状況について、債務超過に伴う再建計画書が提出されているが、所管課による計画の進捗確認、指導等が不十分であった。

- (ウ) 当施設の利用が指定管理者である栗山和牛改良組合と同組合員3人に留まっていた。

[指定管理者・所管課（共通）]

- (ア) 利用料金の納付については、条例施行規則により使用する月の翌月の25日までに納付とされているが、半期ごとの請求となっていた。また、長期に渡る未納が発生していた。

- (イ) 利用料金の納入状況については、毎月10日までに報告することとなっているが、月次の実績報告では、頭数のみが報告されており、収入状況についての報告がされていなかった。

- (ウ) 栗山和牛改良組合は当施設を専ら事務を執る場所としており、光熱水費、通信費、事務費などを指定管理の費用として支出している。当組合は指定管理以外の業務も行っているにもかかわらず、組合としての事務経費負担がみられなかった。

8 意見及び要望

[指定管理者（農事組合法人 栗山和牛改良組合）]

- (1) 一部帳票類の誤り、手続の不備等から、指定管理者制度に対する理解不足が見受けられた。今後は、制度に対する理解を十分に深められ業務に当たるとともに、必要に応じて所管課に指導・助言等を求めるなどして、業務の適正な遂行に当たられたい。
- (2) 利用料金について、長期かつ多額の滞納が生じている。組合の経営が特に厳しい状況にあることも鑑み、早期回収に取り組まれたい。

[所管課（栗山行政センター）]

- (1) 指定管理者が指定管理事業を遂行するに当たって、事務執行上の手続きの不備や帳簿類の不備などが散見された。これは、所管課の制度に対する理解不足と指定管理者に対する指導不足に要因があると考えられる。制度に対する理解を十分に深めるとともに、指定管理業務全般について、再度、指定管理者とともに点検されたい。